

佐賀市小中学校事務共同実施協議会設置要綱

1 設置目的

学校運営支援室協議会が共同実施を円滑に進めるため、佐賀市小中学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 組織

協議会は、次に掲げる者で構成する。

- ・教育委員会の教育長
- ・教育委員会の学校事務主管課課長及び担当職員
- ・学校運営支援室協議会の会長
- ・共同実施主任
- ・学校運営支援室長
- ・教頭の代表
- ・会長が必要と認めた者

3 会長

- (1) 協議会には会長を置く。
- (2) 会長は、教育委員会の教育長を充てる。
- (3) 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

4 会議及び協議事項

協議会は、必要に応じて会長が召集し、その主宰のもと次の事項について協議する。

- ・共同実施の推進に関すること
- ・その他共同実施に関すること

5 事務局及び事務局長

- (1) 協議会は教育委員会に事務局を置く。
- (2) 事務局には事務局長を置き、事務局長は協議会の会長を補佐し、協議会の円滑な運営に努める。
- (3) 事務局長には教育委員会の学校事務主管課長を充てる。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。